



日本の滝百選



広報

かじき

人口・世帯の動き (平成10年9月1日現在)

総人口 23,554人 (△16)	出生 21人
男 10,896人 (△11)	死亡 13人
女 12,658人 (△5)	転入 122人
世帯数 8,888 (1)	転出 114人

※()内は前月との比較※

題字 宇都宮町長

KAJIKI RDPII

18

KAJIKI RDPII



KAJIKI RDPII

18

KAJIKI RDPII

蒲生田通りを下る「太鼓踊り」8/16

平成10年

9

月号

今月のページ

太鼓踊り・正宗寄贈	2~3ページ
町のいろいろ	4~7ページ
敬老の日	8~9ページ
電算情報公表	10~13ページ
がんばっています・介護保険	14~15ページ
健康ライフ・グレタの偶作	16~17ページ
棕鳩十・お知らせ・健康医療福祉ガイド	18~20ページ



天下に四百年の伝統行事

真夏の空に鳴り響く「カネと太鼓の共演」「太鼓踊り」が盆

開けの八月十六日、飯屋馬場通りをメイン会場に繰り広げられました。

これは、島津義弘公が駿河の念仏踊りを家臣に習得させ、薩摩に持ち帰ったとされるものに、吉左右（きさ）踊りを先頭に、西別府・小山田・木田・反土地区の順に春日神社に奉納。

十時からは、飯屋馬場に会場を移し、「ホタ振り」「鉦打ち」

「太鼓打ち」の糸乱れぬ伝統行事を披露、沿道を埋めつくした人たちは大きな拍手を贈っていました。

西別府地区で初めて鉦を担当した内村世常さん（22歳）は、「先輩たちの足を引っ張らないように、早くうまくなりたい」と。また、反土地区の小鉦で出演した福永麻衣ちゃん（4歳）と将士くん（2歳）の父親和則さんは、「とにかく祭りが好きな子たちです。将来、伝統行事を引き継いでいけるよう頑張ります」と話していました。



勇壮な踊りが町をねり歩いた



（太鼓踊り）

あなたも

踊ってみませんか

四百年の伝統行事「太鼓踊り」は、どこの地区でも後継者が不足しています。道具の問題や練習場所の問題等いろいろ悩みが多いのが現状です。

来年こそは踊ってみたいと思われる方は、お近くの保存会長までお問い合わせください。

太鼓踊りの際は、多額の御寄付をいただき誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。これからも、伝統行事の保存につとめ、精進しますのでよろしく願いいたします。

加治木町太鼓踊り保存会長

反土保存会長

西別府保存会長

小山田保存会長

木田保存会長

武田 義則

恒森 一美

中森 春志

猪目 喜年

武田 義則

8月16日

「刀こぼれ」や「血のり」の錆 天下の名刀『正宗』寄贈

～犬童秀孝さん～



茨城県龍ヶ崎市にお住まいの犬童秀孝さんから宇都宮町長を通じて、犬童家に先祖代々伝わる名刀「正宗」と「登録証」が加治木町に寄贈されました。これは、犬童さんの曾祖父であった英輔さんが、明治十年の西南の役に参戦された時に、所持し戦った、とされる刀です。

なまなましい

傷跡

加治木郷の一士族だった英輔さんが、薩摩藩加治木隊の班隊長（少隊長）の一員として、わが国の歴史的な事件に直接関わった証拠として、この刀には刃こぼれが数か所、血痕のあとで錆ついたものではないかと思われる錆傷が今日でも生々しく、郷土の歴史に関わった遺品として、また証拠物件として非常に価値あるものです。

【エピソード】

英輔氏は、熊本県植木町田原坂近くの大畑で大勢が見守る中、山形県藩士樋口直藏氏と一騎討ちをし、自分自身も三十七か所の傷を負いながらついに相手を倒したとされる。

同氏は西南の役後加治木に帰り、竜門小学校創設に尽力され、また、町立図書館なども寄贈されております。

便りのなかで秀孝さんは「英輔の遺族としては、命をかけて愛した郷土加治木町に、この刀の寄贈を受けていただけたら英輔及び子孫の最も喜びとするところです。」と結んでおられます。

この刀は、加治木町の宝として、また、戦前戦後をかたる貴重なものとして大切に保管し、郷土館に常設展示しますので、みなさんもぜひ足を運んでいただき、名刀「正宗」をご覧ください。

秋の

農作業安全

運動について

十月は、「秋の農作業安全運動月間」です。

農業機械利用による農作業の事故を防ぐため、特に、次の事に注意し、安全な農作業に努めましょう。

- 一、ゆとりをもって無理のない作業をしましょう。特に、高齢農家の方は、自分の体力を自覚し、農業機械の操作に十分注意し作業しましょう。
- 二、機械の点検・整備と作業場所の点検を行った上で、作業を始めましょう。なお、機械の点検は、必ずエンジンを止めてから行いましょう。
- 三、ほ場への進入路や段差には十分注意しましょう。また、万が一の転落・転倒事故の被害を少なくするため、安全フールーム等を装着した機械で作業を行いましょう。
- 四、一般道路での走行は、他の車両に十分注意しましょう。
- 五、万が一に備え、農労災共済に加入しましょう。

日本一になったよ!! 弓道女子個人戦で全国制覇

竹下真由美選手

(全国高校総体)

やったよ、弓道日本一に：
平成十年度、全国高等学校総
合体育大会（インターハイ）弓
道女子個人戦に出場した竹下真
由美選手（加治木工業三年・工

業化学科）が、みごと日本一の
栄冠を手にし八月十二日、有馬
純隆監督らと加治木町役場を訪
れ、宇都宮町長に優勝報告を行
いました。



おめでとうございます

今年の高校総体は「輝こう今
この時を君たちと」をスローガ
ンに、一日から香川県を中心
に四国四県で始まり、鹿児島県勢
は全二十七種目に四百八十二人
が参加。

竹下選手は大会二日目、愛媛
県松山市の愛媛総合運動公園弓
道場で行われた、弓道女子個人
戦に出場。予選は、四射中一射
をはずすなど調子はあまりよく
なかったそうですが、準決勝、
決勝と勝ち進むにつれ徐々に調
子が上がっていったそうです。
決勝十回戦は鳥取県倉吉西高
の小倉選手との一騎討ち、直径
二十四センチの星の的を小倉選手
がはずし、竹下選手はみごと敵
中させ優勝。鹿児島県勢として
二十二年ぶり四人目の快挙となっ
たものです。

おめでとうございます。

災害時には 相互協力を 郵便局と役場で覚書

「災害時における加治木町内
郵便局、加治木町間の相互協力
に関する覚書」の調印式が八月
十一日、町役場において、宇都
宮町長と山田郵便局長らの出席
のもと行われました。
これは、平成五年八月に発生
した大水害や地震その他「災害
が発生した時には、町や郵便局
が管理している施設などを相互
利用して町民の安全や、互いの
業務を円滑に遂行するために相
互に協力を要請することができ
る」とするものです。



調印内容の主なもの
災害基本法による災害が発生
した時には
施設や用地の避難場所、物資
集積場所の相互利用
互いに知り得た被災町民の避
難先、被災状況の相互提供
郵政事業に係わる災害特別事
務取り扱い、救護対策、避難場
所への臨時郵便差出箱の設置等。
なお、同郵便局とは平成九年
八月に「道路等の情報提供協定
書」も結んでいます。

優勝 中野分団

小型
ポンプ
操法

始良伊佐支部消防操法大会

七月五日に行われた町消防団操法大会で優勝した、中野分団と西別府分団が八月九日、国分市のシビックセンターお祭り広場駐車場で開催された、「平成十年度始良伊佐支部消防操法大会」に出場。「小型ポンプ操法の部」で、中野分団が日ごろの訓練の成果を余すことなく発揮し、みごと優勝しました。



今後も頑張ってください

加。火元に見立てた約六十メートル先の標的を倒すまでのタイムと、指揮者の号令のもと、団員の機敏な動作と正確性を競ったものです。

中野分団は、八月二十七日、県消防学校で行われた鹿児島県大会に出場。多くの声援を受け、汗びっしょりになりながら健闘しましたが、上位入賞はおしくもありませんでした。

日夜忙しい合間をぬって機器の点検や訓練に励み、火災や災害の時などすぐにかつてくれる消防団の働きで、私たちは安心して暮らせることを決して忘れてはなりません。



ホストファミリーの方々と

「国際交流の芽をそだてよう」と八月二十一日から二十三日まで、県内の留学生やJET（語学指導等を行う外国青年招致事業）の青年たち、六か国十八人を加治木町に招き、「国際夏の祭典イン加治木」が開催されました。

これは、町内の高校・大学生や一般町民が、外国人と直接交流し、互いの国際交流意識を高め、伝統文化を理解することに



互いに会話がはずみました

より、思いやりと、ゆとりある人間形成を図ることを目的とし開催されるもので今年で四回目。さえずりの森炊事棟で開会式が行われ、下楠蘭助役が「国境を越え互いに交流し三日間を楽しんでください」と歓迎のあいさつ。中村収入役の乾杯で焼肉パーティが始まりました。

料理に舌鼓を打ちながら、和太鼓の演奏を聞いたたり、ギターの弾き語りに耳を傾け、英語の



鹿大生です

曲などはいっしょに口ずさみ、交流の場は、夜がふけるまで話がつきないようでした。

二日目は十一家庭にホームステイ、それぞれの家庭でもてなしを受け、日本の家庭の温かさ、文化の違いをわすか一泊でしたが感じ取ったようです。

バブアニューギニアから鹿大に留学中のラルフ・マナさんは流暢な日本語で「色々な国の人と話せてよかったヨ。加治木はイトコダネ。」と話してくれました。

心で通じ合えた三日間

さえずりの森で交換パーティ 第四回国際夏の祭典イン加治木

指が華麗に鍵盤を舞う

まるでピアノリスト気分

●●●カノン・ピアノフェスタ●●●

第一回「カノン・ピアノフェスタ」が八月二十二日と二十三日の両日、加音ホールで開催され、日ごろの練習の成果を大舞台で披露しました。

これは、「だれでも気軽にピアノに触れ、音楽に親しみ、舞台で発表する喜びを味わってもらおう」と同ホールが募集。

二日間で、県内はもとより、

宮崎、神奈川県から、ピアノソロに百三人、連弾十五組、デュオ九組、のべ百三十五組、百六十九人がエントリーしました。宇都宮町長が「日ごろの練習

の成果を十分発揮され、素晴らしい演奏ができますようお祈ります」と激励のあいさつ。

未就学児童の演奏で始まり、小・中・高・一般とプログラム

が組まれ、演奏曲目もアニメからポップス、聞きなれたクラシックの名曲まで多彩で、観客は演奏ごとに惜しみない拍手を贈っていました。

両日とも、堀之内喜忠先生によるピアノレクチャーがあり、ショパンの別れの曲など解説を含め、三曲を演奏。観客は華麗な指さばきに終始みとれていました。

“気軽に参加して”と呼びかけた演奏会、出演者の服装もさまざまな短パンにサンダル姿、ジーンズにTシャツの普段着から、本格的なステージ衣装まで登壇し、ほんとうに身近に感じる演奏会でした。

ショパンのノクターンを演奏された新生町の有川美智代さんは「設備の整ったホールのステージに立ててよかったです。スタインウェイのタッチは素晴らしいですね、来年もぜひ参加してみたい」と話していました。

来年の第二回ピアノフェスタ、あなたも練習して大舞台で演奏してみませんか。



レット・イット・ビーを演奏された
上野知美さんと大迫久雄さん

広大な海 満天の星に大満足

「情熱の島」徳之島

加治木町少年の船

おいしいと何杯もお代わりする子もいて大好評でした。
また、スポーツ交流も行い、南国の強い陽射しが照りつける中、互いに快い汗を流しました。
徳之島名物「闘牛」も見学し、巨体同士がぶつかり合う牛の激しい戦いに圧倒され、南の島と加治木町の文化の違いなどを団員たちなりに感じていたようです。

平成十年度加治木町「少年の船」事業（丸山隆团长）が、八月四日から四泊五日の日程で情熱の島「徳之島」で開催され、町内から男女三十五人の小・中学生が参加しました。

この事業は「自然体験学習などを通して、自然保護の大切さや意欲的に取り組む態度、主体的に判断し行動できる能力を養うこと」などが狙い。

一行は、地元の食生活改善推進員の指導で、コンブやコンニャクと煮込んだ豚骨料理や、ふな焼きなど四品に挑戦。おいしい



与名間ビーチにて

みんな手作りの演しもの 四地区対抗の芸能も 竜門ふるさと祭り

小山田地区公民館主催の「ふるさとまつり」が八月八日、竜門小学校校庭で今年も盛大に行われ、多くの地区民や来賓などでにぎわいました。

これは、「地区の活性化と親和の輪を広げよう」と毎年この時期に行なわれているもので、今回で九回目の開催。

寄せ鉦を合図に午後六時、石野西浦公民館長が開会宣言。

ハッピに身を包んだ小山田保育園児のかわいらしい遊戯に始まり、マジックショーやハーモニカ演奏、和太鼓、舞踊などが次々に演じられ、プロにもまさる演技におしめない拍手が贈られていました。

毎年雨に見舞われ続けたこの祭りですが、今年は雨の心配もなく、例年になく人出となり、大盛況のうち総踊りで幕が下ろされました。

今年は、プロの芸人をよばずすべて地区民が主演者となり盛り上がったこの祭り。この地区



お母さんたちも踊ってくれました

のパワーが今後の竜門地区の活性化に必ずやつながっていくのではないのでしょうか。

ふるさとまつりポスター入選者

★特選：三年・西濱雅人★入選：

一年・小園慶貴▽二年・松田諒

一郎▽三年・吉田愛▽四年・太

田真人▽五年・永田裕子▽六年・

村山智香



影絵に見入る子供たち

アニメ映画や

影絵を楽しむ

星空映画会

第七回加治木町親子映画会（星空映画会）が七月二十四日・二十五日の両日、棕鳩十文学記念館「自由の館」で開催され、二百名余りの親子が夏の一夜を楽しみました。

当日は、あいにくの雨模様になり、満天の星空をながめながらの映画とはいきませんでした。が、参加者たちはアニメ映画や影絵など真剣に見入っていました。

この星空映画会は、年一回、夏休み期間中に実施されますので、あなたもぜひ来年は参加してみませんか。

昔話に聞き入る

お話し会

棕鳩十文学記念館「自由の館」に保育園児など親子四十人が集まり八月十一日、文庫の会（種田エイ子会長外53人）主催の「お話し会」が開催されました。図書館に自ら足を運び、本に親しむ機会がめつきりへってきていると言われる今日、「子供たちに少しでも昔話に親しんでもらおう」と出前活動の一環として行われ、今回は鹿児島市や指宿市などから会員十三人が訪れ、素話や紙芝居、パネルシアターなどを披露しました。



素話で語りかけました

日木山川 下流域を清掃

福永建設 安全協力十日会



きれいになりました

福永建設とその協力会社の社員百人余りが七月四日、日木山川から河口までの両岸約一キロの清掃活動に汗を流しました。

これは、福永建設安全大会終了後の恒例行事になっており、毎年「河川愛護月間」に合わせ実施されているもので今年で十二回目でした。

きれいになりました。みなさん、大変ご苦労さまでした。

8月31日現在

元気です加治木町

90歳以上191人

女性 153人
男性 38人

男性

14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 小 関 大
立 川 山 坂 柚 小 岩 佐 池 丸 結 脇 関
山 内 元 元 木 宮 路 元 藤 野 4 3 2
マ ミ フ イ フ ア ツ ト ヤ ハ 庄 猪 四
ル 子 ミ 子 ミ サ ヤ モ エ ル 村 目 元
(九)(九)(九)(九)(九)(九)(九)(九)(九)(九)

垂 田 向 東 口 望 吉 垂 望 端 ヨ キ ア
之 江 江 雛 ノ 岳 之 岳 山 シ ワ キ
口 中 町 場 町 園 原 口 園 山

24 23 22 21 20 19 18 17 16 15
壹 椿 向 城 川 原 横 川 末 今
岐 江 上 口 山 野 元 村
ア タ 朝 フ ト キ か ハ フ 美
キ ケ 子 ギ ノ ク つ ル ギ 喜
(九)(九)(九)(九)(九)(九)(九)(九)(九)(九)

柳 望 内 端 西 望 望 岩 望 須
田 岳 原 山 諏 岳 岳 穴 岳 岳 崎
園 園 田 訪 園 園 口 園 園

38 37 36 35 34 33 32 31 30 29 28 27 26 25
森 市 野 坂 神 安 黒 坂 青 平 黒 奥 城 塩
永 井 川 添 口 村 田 川 口 山 地 木 川 屋
シ ク ハ ユ さ ミ ツ ヤ セ ツ ハ 久 ユ
ヅ ニ ツ エ な ミ セ ノ エ イ ツ 子 キ
(九)(九)(九)(九)(九)(九)(九)(九)(九)(九)(九)(九)(九)(九)

吉 西 望 里 萩 西 小 望 望 内 望 望 今 望
原 諏 岳 ノ 原 原 3 原 岳 岳 原 岳 岳 町 岳 園
訪 園 下 原 区 陣 園 園 田 園 園 町 園 園

横網

内村ミ子さん

101歳

望岳園

慶祝・90歳以上の長寿番付

(生年月日順)

14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 小 関 大
川 河 山 湯 前 安 扇 中 矢 川 結 脇 関
野 野 口 田 田 藤 蘭 島 野 原 4 3 2
平 正 軍 榮 安 敬 政 軍 四 東 生
二 男 治 實 吉 光 次 朝 助 次 元 木 駒
(九)(九)(九)(九)(九)(九)(九)(九)(九)(九)

高 毘 赤 竹 伊 岩 上 中 上 茶 榮 直 重
崎 沙 谷 下 部 原 西 木 央 木 碗 一 一 良
崎 門 谷 野 野 3 田 田 屋 一 一

24 23 22 21 20 19 18 17 16 15
前 前 緒 楠 原 内 有 仁 宅 福
田 田 方 元 田 野 馬 藤 間 森
國 武 勝 晴 松 巳 初 松 豊 望 向
德 夫 雄 近 男 博 雄 智 勇 雄 男 町 江
(九)(九)(九)(九)(九)(九)(九)(九)(九)(九)(九)(九)(九)(九)

望 望 長 桃 田 岩 望 楠 東 隈
岳 岳 木 竹 中 原 岳 岳 塩 原
園 園 谷 野 東 園 園 入 上

38 37 36 35 34 33 32 31 30 29 28 27 26 25
今 福 森 有 屋 田 内 日 増 野 白 石 下 瀧
西 田 木 馬 所 中 屋 高 田 間 濱 原 蘭 本
正 菊 敏 清 清 嘉 重 重 靜 伴
男 豊 男 雄 志 治 藏 藏 繁 志 新 喜 勲 之
(九)(九)(九)(九)(九)(九)(九)(九)(九)(九)(九)(九)(九)(九)

楠 新 隈 萩 鞍 石 川 端 楠 明 須 中 福 楠 望
園 町 下 原 掛 野 原 山 園 神 崎 良 後 園 園
園 園 園 園 園 園 園 園 園 園 園 園 園 園

横網

日高辨一さん

101歳

望岳園

女性

77 76 75 74 73 72 71 70 69 68 67 66 65 64 63 62 61 60 59 58 57 56 55 54 53 52 51 50 49 48 47 46 45 44 43 42 41 40 39

[illegible]

柳田 望岳園 西塩入中 望岳園 市野 中央 今町 竜門の里 東吉原 下新道 望岳園 弥勒 竜門の里 須崎 望岳園 柳田 豊町 望岳園 蒲生田2 吉原 井手向 明神 望岳園 望岳園 中塩入 中塩入 上木田 望岳園 赤谷 端山 田中 楠原 吉原 望岳園 中央 望岳園 望岳園 田中 鶴原

116 115 114 113 112 111 110 109 108 107 106 105 104 103 102 101 100 99 98 97 96 95 94 93 92 91 90 89 88 87 86 85 84 83 82 81 80 79 78

[illegible]

新 中 端 山 小 陣 西 反 土 前 天 神 竜 門 の 里 萩 原 望 岳 園 伊 部 野 宮 田 ケ 平 里 ノ 下 下 新 道 春 日 団 地 蒲 生 田 1 内 原 田 望 岳 園 弥 勒 札 立 吉 原 下 浜 下 新 道 城 春日 団 地 望 岳 園 明 神 望 岳 園 弓 削 札 立 迫 上 上 毛 上 於 里 楠 園 望 岳 園 望 岳 園 竹 下 望 岳 園 望 岳 園 西 ノ 原

153 152 151 150 149 148 147 146 145 144 143 142 141 140 139 138 137 136 135 134 133 132 131 130 129 128 127 126 125 124 123 122 121 120 119 118 117

[illegible]

柳田 柳田 弥勒山 端山 永原 望岳園 鶴原 吉原 伊部野 川内 上木田 新中 今町 市野 竜門の里 迫下 長谷 須崎 向江町 原ノ門 竜門の里 東難場 南塩入 岩原西3区 望岳園 上東木 望岳園 豊町 萩原 田中 小鳥 御狩山 垂之口 東諏訪 望岳園 御狩山 岩穴口

公表
します

電子計算機処理に係る 個人情報記録項目



町では、平成二年一月から行政事務のスピード化及び住民サービスの向上を図るため、電子計算機を導入し、個人情報の記録項目を入力していますが、その処理に当たっては、住民のプライバシーを侵害しないよう十分配慮しています。

今回より、町営住宅使用料の算出方法が大幅に改正されたことにより、多くの記録項目が追加されました。

また、ホームヘルパーの活動記録の管理も開始しました。

◇ ◇

この電算処理により、次のような証明書が迅速に発行されるときともに、いろいろな利便があり、問い合わせなどにもスピーディに答えられるようになりました。

一、住民課

個人住民票、世帯住民票、転出証明、住民異動通知、転入通知、転出証明に準ずる証明、戸籍の附票記載事項通知、国民年金納入済額の確認書（所得税申告用）、国民年金関係証明書（転出用・住宅金融公庫用）

(1) 氏名、生年月日、住所などで検索できる。

(2) ほかの課との相互間の確認ができる。

(3) 転出、転入などの各異動がすぐ入力処理でき、それと同時に発行できる。

(4) 住民票など各種証明が短時間で発行され、待ち時間が短縮される。

(5) 正確で見やすい。

(6) 証明の内容について、続柄・本籍地などは必要に応じて表示する、しないの選択ができる。

（プライバシーの配慮）

(7) 転出入者、死亡者、出生児などに対して、ガイドメッセージ（どんな手続きが必要を示したもの）が表示され、異動者の自治会長への通知、学校異動の通知、児童手当の通知などが自動的にできる。

(8) 諸証明書の公印の印影が電算化され事務処理が早くできる。

二、税務課

所得証明、課税証明、納税証明、評価証明、土地証明、税額計算書

(1) 関係課で転出先を含め、最新の住所が分かるため、税の通知などを期限内にほとんど届けられることができる。

(2) 税のデータ（特に町県民税と収納分）については、四～五年分を入力しているため、過去数年にさかのぼることができる。

(3) 通常の転出入はもちろん、過去にさかのぼっての転出入が把握できるため、町県民税や国民健康保険税について適正、公正な課税ができる。また、全世帯員が転出のとき、国保税の精算が即時にできる。

(4) 光学式読み取り装置で納付書の処理を行うため、一日に数千枚の収納消込処理ができ、翌日にはすぐ正しい納税証明書が発行できる。

三、保健衛生課

(1) 予防接種や健診はバーコードで受け付けるため、待ち時間が短縮できる。

(2) 健診結果が個人別に複数年にわたって管理できる。

(3) 乳幼児健診など、年齢や生年月日で対象者が決まるものについては、事前に確実に把握できる。（通知漏れがない）

(4) そのほか、電算内のデータから各種の正確な統計情報が引き出せるため、それを基に各施策を迅速に行える。

◇ ◇

この個人情報記録項目内容は、毎年、町民のみなさまに公表することになっていきます。

①住民基本台帳に関するもの

市町コード、個人コード、異動年月日、届出年月日、異動事由、世帯番号住所、方書、小学校区、中学校区、納税組合、年金納付組織、世帯主氏名、住民区分、氏名、生年月日、性別、続柄、住民となった年月日、住民となった届出年月日、本籍地、消除年月日、前住所、転出先住所、戸籍筆頭者氏名

②国民健康保険に関するもの

資格区分、受診記号番号、取得年月日、取得事由、喪失年月日、喪失事由、届出年月日、変更年月日、変更事由、国保世帯番号、異動年月日、退職者区分、該当

事由、該当年月日、非該当年月日、届出年月日

③ 国民年金に

関するもの

年金手帳記号番号、年金種別、取得年月日、取得事由、喪失年月日、喪失事由、変更年月日、変更事由、免除区分、免除開始年月、免除廃止年月、前納最終記号番号、納付金額、納付年月日、証書記号番号、証書交付年月日、支払郵便局、失権年月日、失権事由、配偶者コード、扶養義務者コード

④ 児童手当に

関するもの

児童区分、種別、支給開始年月日、金融機関コード、口座種別、口座番号、口座名義人、支給消滅年月、消滅事由、認定年月日、認定番号、加入年金種別、加入年金番号、同居別居区分、監護生計区分、在学区分

⑤ 福祉関係に

関するもの

等級、障害区分、重度心身医療区分、医療区分、医療証番号、扶助区分、認定番号、扶助開始年月、扶助廃止年月、児童扶養手当区分、特別児童扶養手当区

分、福祉手当区分、生活保護世帯区分、保育所名、保護者コード、園児コード、児童福祉負担金

⑥ 教育に

関するもの

幼稚園コード、園児コード、保護者コード、入園料、幼稚園使用料、階層小学校区、中学校区、保護者氏名

⑦ 選挙に

関するもの

投票区、表示区分、登録年月日、抹消年月日

⑧ 町営住宅に

関するもの

団地名、種別、料金、料金区分、住宅番号、入居年月日、建築年度、住宅の構造、総床面積、耐用年数、残存率、政令月額（上限、下限）、新築特例条件、裁量区分、超過家賃、加算率、本来家賃算定基礎額、町民税の所得額と控除額、規模係数、立地係数、利便係数、経年係数、近傍同種基礎価格、建物利回り率、土地利回り率、償却額、事務管理費、損害保険料、公課、空き家引当金

⑨ 上水道に

関するもの

世帯コード、メーター取付コード、氏名、検針地区、納付区分、用途、簿冊番号、口徑、メーター番号、メーター有効期限、当初検針年月日、当初検針指針、メーター料区分、整理番号、世帯人員、前回検針年月日、前回指針、前回使用水量、今回指針年月日、今回指針、今回使用水量、減免水量、推定ビット、基本水量、基本料金、超過1水量、超過1料金、超過2水量、超過2料金、超過3水量、超過3料金、メーター料、工事費、金融機関名、口座番号、住所、郵便番号、郵送区分

⑩ 下水道に

関するもの

団地コード、住宅番号、使用水量、下水道使用料

⑪ 職員給与に

関するもの

所属コード、職員番号、共済組合コード、氏名、性別、生年月日、採用年月日、学歴コード、卒業年月日、経験年数、職名コード、職種コード、等級、号級、昇給月、現給発令年月日、月額特勤手当コード、管理職手当コード、会計区分、仕訳コード（款・項・目）、住居手当、扶養手当、児童手当、通勤手当、法定控除

項目（所得税、町県民税、共済組合個人掛金等）、共済組合償還金、共済預金、生命保険、財形貯蓄、課税標準額、時間外勤務時間数、休日勤務時間数、日額特勤手当、給料減額時間、調整手当額

⑫ 固定資産税に

関するもの

（土地）
一筆コード、異動年月日、異動事由、所有者コード、納税義務者コード、取得年月日、取得事由、所在地番、筆外、台帳地目、現況地目、非課税区分、農地区分、台帳地積、現況地積、住宅用地積、評価額、課税標準額、住居数、標準地コード、路線番号、間口、奥行き、形状、補正率、その他比率割合、一区画地番、合算区分

（家屋）
一棟コード、異動年月日、異動事由、所有者コード、納税義務者コード、取得年月日、取得事由、所在地番、棟数、棟数除外、非課税区分、家屋番号、種類、構造、屋根の種類、階数、登記床面積、軽減区分、併用面積、㎡当り評点数、評価額、建築年次、軽減開始年、軽減床面積、軽減戸数、合算区分、理論価格、前評価額

（償却資産）
所有者コード、資産の種類、資産コード、資産の名称、数量、取得年月日、取得価格、耐用年数、減価残存率、課税標準の特例、課税標準額、増加事由、減少事由、減少区分

⑬ 軽自動車税に

関するもの

軽自動車コード、異動年月日、所有者コード、車種コード、標識番号、課税区分、世帯コード、定置区分、納税管理人代表者コード、車名、形式及び年式、原動機の種類、車体番号、形式認定番号、総排気量

⑭ 町県民税の

賦課に関するもの

納税義務者コード、整理番号、申告区分、主所得区分、均等割区分、徴収区分、所得額（営業、農業、その他事業、不動産、利子、配当、給与、総合譲渡、一時、土地等事業、短期、分離短期譲渡、分離長期譲渡、山林、繰越控除、合譲渡、一時、分離短期譲渡、分離長期譲渡、山林）繰越控除、特例適用免税所得、みなし法人（事業区分、所得額、事業主報酬、過大報酬）、資産合算（区分、主所得者コード）非課税所

得、専従者控除（事業区分、青
白区分、人数、金額）、雑損控
除、医療費控除、社会保険料、

小規模業共済掛金、生命保険料、
個人年金保険料、配偶者特別控
除、本人控除（特障、普障、老
年者、寡婦、勤労学生、未成年）、

控対配有無、扶養（老人数、同
居老人数、その他、特障数、同
居特障、普障数）夫有、所得税
額、事業所番号、一連番号、損
害保険料、住宅取得控除、甲乙
欄、中途就退年月日、性別、生
年月日、氏名、住所、方書、年
金区分、課税区分、非課税区分、
損益通算ビット、調整税額判定
所得、控除額（本人、扶養、基
礎、配偶者）、課税標準額、税
額控除額、年税額、市町県民税
額（均等割、所得割）、調整額
（町・県）

⑮国民健康保険税の 賦課に関するもの

国保世帯コード、前国保世帯コー
ド、国保主コード、主区分、賦
課発生年月日、賦課消滅年月日、
賦課年度、処理年月日、賦課標
準額（資産割、所得割）、税額
（資産割額、所得割額、均等割
額、平等割額）、軽減（区分、
判定数、判定所得、均等割額、
合計額）、限度超過額、減額、
年税額、月割後年税額

⑯自動振替口座に 関するもの

個人コード、異動年月日、金融
機関コード、口座種別、口座番
号、口座名義人、自動振替科目、
全期前納区分

⑰農家（耕作） 台帳に関するもの

一筆コード、異動年月日、異動
事由、耕作者コード、許可年月
日、取得事由、所在地番、筆外
台帳地目、現況地目、非課税区
分、農地区分、台帳地積、現況
地積、経営委譲区分、翌年以前
管理、幹旋取得、台帳所有者、
貸付人コード、減免率、転用用
途、取得年月日、取得事由、地
帯区分、水系区分、自小作区分
小作始期、小作終期

⑱住登外者（町内に居住 しないで、町内に資産等を 有する者）に関するもの

住登外者コード、異動年月日、
住登外区分、対象科目、法人コー
ド、氏名又は事業所名、住所、
方書、郵便番号、世帯コード、
納税組合、納税管理人、代表者
氏名、都道府県コード

⑲特別徴収義務者 に関するもの

特徴番号、郵便番号、法人コー

ド、事業所名、所在地、業種

⑳保健衛生に 関するもの

塵芥コード、口座振替コード、
金融機関コード、自治会コード、
階層区分、畜犬所有者名、予防
接種、予防検診、乳幼児医療、
検診番号、老人医療

㉑町行政全般に 関すること

自治会コード、自治会長名、公
民館長名

㉒道路台帳に 関すること

路線番号、路線名、道路種別、
図面番号、橋梁区分、延長、重
用区間、累加延長、道路幅員、
改良・未改良区分、立体横断施
設区分、曲率半径メートル以
下の有無、鉄道との交差の有無、
勾配8%以上の有無、中央植樹
施設の有無

㉓健康管理に 関すること

（基本）自覚症状、既往症、現
病歴、過去の健診受診状況、嗜
好、家族歴、身体計測、血圧測
定、検尿、肝機能検査、循環器
検査、腎機能検査、貧血検査、
血糖検査、心電図、眼底検査、

診察結果、総合判定

（結核及び癌検診）
結核検診、肺癌、子宮癌、胃癌、
大腸癌、乳癌（触診・超音波）
（妊婦健診）
妊婦の情報（氏名、血液型、職
場）夫の情報（氏名、血液型、
職場）、届出日、出産予定日、
妊娠歴、既往歴、各種学級歴、
妊婦健診受診状況、産後の状況、
強化食品受給状況
（乳幼児健診）
分娩状況、出生時状況、既往
症、栄養状況、発育発達状況、
精神機能発達、身体計測、健診
所見、診断及び指導事項
（歯科検診）
歯科検診所見、生歯及び処置歯
数、口腔状況、指しゃぶりの有
無、口腔内疾患の有無、フッ素
塗布の有無、指導内容
（予防接種）
三種混合接種記録、二種混合接
種記録、ポリオ、麻疹（MMR）、
日本脳炎、風疹、ツベルクリン、
BCG
（その他）
次回訪問計画、日常生活状況、
主治医指示、福祉状況、保険種
類、介護状況、訪問時の状況、
家族状況、制度の利用状況、健
康教育受講状況、健康相談状況

㉔備品管理に 関すること

所属課、分類番号、備品番号、
新規区分、経費区分、品名、品
番、購入先、単位、単価、付属
品、購入年月日、購入数量、購
入消費税、購入値引、購入金額、
保管転換数量、保管転換分の消
費税、保管転換分の値引、保管
転換分の金額、廃棄数量、廃棄
分の消費税、廃棄分の金額、現
在の数量、現在の消費税、現在
の値引、現在の金額、購入年度、
旧備品番号、検収年月日、保管
責任者、設置場所、保管転換理
由、一式明細No、一式明細数量、
決裁区分、受付年月日、受付区
分、保管転換備品番号

㉕印鑑証明に 関すること

印鑑番号、改製番号、業務コー
ド、事由、異動年月日、届出年
月日、登録年月日、廃止年月日、
照会年月日、回答年月日、証明
停止フラグ、印鑑登録状態、印
影登録状態、備考文コード、停
止備考文コード、印材、身元確
認法、廃止理由、刻印種別、刻
印文字、レコード区分、パティ
ション、イメージ長、イメージ
範囲（X）、イメージ範囲（Y）、
解像度、印影登録年月日、

ち(掲示板など)

【掲載項目の主なもの】
 *加治木町の概要*さえずりの森*あそび(イベント情報・特産品の紹介など)*加音ホール*施設の案内*歴史・文化財の紹介*くらしの情報*おともだち(掲示板など)

いよいよ加治木町のホームページが平成十年十月一日からスタートします。
 インターネットから加治木町の情報を全世界に発信します。さあ、あなたもさっそくアクセスしてみませんか。

★ホームページ を開設

ヘルパー番号、訪問年月日、対象者コード、介護開始時間、介護終了時間、除外時間、介護区分、ヘルパー区分、予算区分、単価、世帯区分、使用区分

②6 ホームヘルパーの 活動記録に関するもの

印影イメージ、回答期限年月日、照会グラフ、ヘルパー番号、訪問年月日、対象者コード、介護開始時間、介護終了時間、除外時間、介護区分、ヘルパー区分、予算区分、単価、世帯区分、使用区分

加治木町の
情報を
全世界に
突進

(ホームページスタート画面)

10月1日
ホームページスタート

Welcome To Kajiki Cho Home Page

加治木町ホームページ
KAJIKI CHO HOME PAGE



人と自然がかたりあう町



- 最新情報
- 加治木町情報
- さえずりの森
- あそび
- 文化会館「加音ホール」
- 施設案内
- 歴史・文化財
- くらし
- おともだち

日本の読100選
「龍門読」

このページをご覧になるには、Netscape3.0以上のブラウザとSHOCKWAVE-FLASHのプラグインが必要です。

Shockwave Flashプラグインをお持ちでない方はこちらをご覧ください。

Shockwave Flashプラグインは、このボタンをクリックするとダウンロードのインストールが完了します。

【お問い合わせ】
 加治木町役場
 〒鹿児島県姶良郡加治木町本町253
 TEL:0995-62-2111 FAX:0995-62-3699
 E-mail: kajiki@po.synapse.ne.jp

ホームページ・アドレス

<http://www.synapse.ne.jp/~kajiki>

稿

寄

がんばっています

④

合同で

レクリエーション

竜門地区子供会

育成者 本 松 美 義

竜門地区は、四つの育成会に分かれています。子供たちが年々減少していくなかで、五年ぐらい前から年に一回合同で行事を行なっています。

例年はキャンプなどをしていましたが、今年は自然を利用して学校近くの川でマス釣りをする予定でした。しかし、当日は大雨のため、急きょ校庭にイケスを造り、マスのつかみどり大会に変更しました。

子供と大人と合わせて百六人の参加がありました。子供が次のような感想を寄せてくれました。

「いくせい会レクリエーション」

りゅう門小学校 二年

森 ちあき

七月二十五日に、小山田地区いくせい会の「ますのつかみどり大会とバーベキュー大会」がありました。

雨がたくさんふったので、ちゅうしかなと思って学校に行っ

みたら、大人の人たちが、じゅんぴをしているところでした。みんながあつまり、雨の中でマスのつかみどり大会がはじまりました。マスはヌルヌルしていました。つかまえたと思ったら、

ピチャッとはねてにげてしまいました。あたまをねらってつかまえようとしてもにげるので、わたしは、少しくやしくなっていました。気がつく、ズボンもTシャツもぬれていました。それにもう、マスが一匹きりきっていったのに、とうとう一匹きもつかまえられませんでした。とてもさんねんでした。

そのあと、みんなであつたさかなをやいてもらってたべました。にくや、やさいもやいてたべました。みんなであつたべるやきにくは、とってもおいしいでした。

また来年も、マスのつかみどり大会があればいいのになあと思いました。



おもしろかったマスのつかみどり

10月

は

町民税

固定資産税

3期の納入月です

10/16~11/2まで

引揚者の皆様へ

鹿児島税関支署

税関では、戦後、海外から引き揚げられた方々からお預かりした通貨や証券類の返還を行なっています。が、半数以上はまだ返還の申し出がなく、税関に保管されたままになっています。まだ、返還請求がお済みでない方は、早めに税関にお問い合わせください。

返還請求は、引揚者本人のほか、ご家族の方でもできます。問い合わせ先

〒891-0122

鹿児島市南栄五丁目十番五号

鹿児島税関支署

☎099-260-3125



加治木山林組合、出資の権利を

有する方に対する配当について

加治木町山林組合は二月八日、福祉センターにおいて総会を開催し、整理期間の終了する十一月三十日をもって解散することになりました。

つきましては、現在出資の権利を有する方について、配当を行なっておりますので早めに手続を行なってください。

問い合わせ先

加治木町役場 総務課 管財係

☎62-2111 内線261

シリーズ 介護保険制度

パート 3

介護保険では、どのような人が保険給付の対象となるのですか？

A 対象者（被保険者）は次のとおり

★被保険者は

- 1) 65歳以上の方（第1号被保険者）
- 2) 40歳から64歳までの方のうち医療保険に加入している方（第2号被保険者）

★これらの被保険者の方が、以下の場合に保険給付の対象になります。

- 1) 入浴、排泄、食事等の日常生活動作について介護を必要とする状態
- 2) 虚弱な状態であって要介護状態とならないために適切なサービスを受けることが必要な状態

★なお、40歳から64歳までの方については、脳卒中、初老期痴呆など老化に伴って生じた要介護状態に対し保険給付を行います。



介護保険では、どのようなサービスが受けられるのですか？

A（自立支援のサービス
－24時間対応を目指す－）

★介護保険は、介護を必要とする方がその有する能力に応じて自立して生活ができるよう、在宅・施設の両面にわたって必要な福祉サービス、医療サービスなどを提供するためのものです。

★特に、在宅に関する給付については、介護を必要とする多くの方々が、できる限り住み慣れた家庭や地域で生活を送ることができるようサービス内容の充実を図り、24時間対応が行えるような水準を目指しています。

在宅介護サービスのモデル例

★入浴、排泄、衣服の着脱、清潔・整容などの全般について全面的な介助が必要になることから、夜間（又は早朝）の巡回訪問介護（巡回ヘルプ）を含め、1日2～3回のサービスが利用できる場合

	午 前	午 後	夜 間
月	ホームヘルプ		巡回ヘルプ
火	ホームヘルプ	ディサービス ディケア	巡回ヘルプ
水	ホームヘルプ		巡回ヘルプ
木	ホームヘルプ	ディサービス ディケア	巡回ヘルプ
金	ホームヘルプ		巡回ヘルプ
土	ホームヘルプ	ディサービス ディケア	巡回ヘルプ
日			巡回ヘルプ

（注）このほか、月1週間程度の短期入所、医学的管理、リハビリ、訪問歯科指導、福祉用具（特殊寝台、マットレス、エアパットなど）等のサービスが考えられます。

からだを動かす習慣を

シリーズ

健康ライフ

パート5

体にいい有酸素運動

酸素を使って脂肪を燃やしましょう
健康づくりのための運動には、ジョギングや速歩など、体内に酸素をとり入れながら長く続けられる有酸素運動がもっとも良いとされています。

定期的にしっかり運動



ウォーキングは全身運動

忙しい、面倒くさいなどといって運動をしないと、からだはどんどん衰えてしまいます。

運動と病気との関係はとても深いもの。運動不足は、がんや心臓病、脳卒中など生活習慣病のもとになります。

からだに適度な刺激を与え、効果の高い運動は「歩く」こと。ウォーキングは、心臓や足腰に負担をかけず、準備なしで毎日できる全身運動です。

健康は自分でつくるもの。さあ、はじめましょう、レッツ・ウォーキング！

ウォーキングのポイント

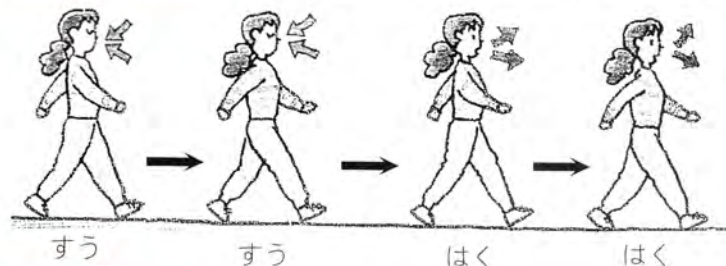
- 1 背筋とひざをしっかり伸ばして歩く
- 2 1日1万歩を目標に（1日の余剰カロリー300kcalを消費）
- 3 若い元気な人は80m/分くらい。
中高年は60m/分程度を目標に
- 4 空気の澄んだ早朝に、日光の下で歩くと効果的
- 5 お年寄りは無理せず、年齢と健康状態を考えて

こんなにある ウォーキングの効果

- * 心肺機能の強化
- * 脳の活性化
- * 生活習慣病の予防
- * 肥満予防
- * ストレス解消
- * 便秘解消

呼吸のしかた

ウォーキングをするときの呼吸は1歩ごとに「すう」「すう」「はく」「はく」の要領で！



100キロカロリーを消費する運動量の目安

ラジオ体操	ふつうの歩行	急ぎ足	エアロビクスダンス	縄とび	水泳（遠泳）
男性27分 女性34分 	男性28分 女性34分 	男性19分 女性25分 	男性18分 女性23分 	男性9分 女性12分 	男性10分 女性13分
テニス	階段をのぼる	ゴルフ（丘陵、27ホール）	ゲートボール	サイクリング	ジョギング（160m/分）
男性16分 女性20分 	男性12分 女性15分 	男性15分 女性19分 	男性47分 女性50分 	男性32分 女性40分 	男性9分 女性11分

グレイの偶作

はじめまして。

アメリカのペンシルバニア州の、加治木町より小さいチャッド・フォード出身の、グレイ・ヘイルと申します。新しい「国際交流員」として、加治木町役場に勤務することになりました。どうぞよろしくお願いいたします。



皆さんは、トランシルバニアという所を聞いたことがありますか。トランシルバニアとペンシルバニアの発音が似ていますが、前者は作り話で、ドラキュラが住んでいた場所とされています。後者は、アメリカの東の方で、ニューヨークとワシントンDCの真ん中に位置します。ペンシルバニア州の一番大きい都市フィラデルフィアはアメリカの憲法が書かれた所で、最初の国旗もフィラデルフィアで作られたわけです。ワシントンDCはアメリカの首都だと皆さんはよく知っていると思いますが、実は、フィラデルフィアが1790年から1800年までアメリカの最初の首都として使われていましたから、歴史の深い所であります。

さて、私は、5月にワシントンDCのジョージタウン大学を卒業し、専攻として日本語とマーケティングを勉強しました。大学3年の時、留学のため日本へ来て、ホームステイをしながら名古屋の南山大学で、日本語と国際ビジネスの勉強をしました。ホストファミリーと楽しく生活をしたり、日本とアメリカの文化の違いについて話したり、その時、日本人の親切さや丁寧さに深く感動しました。しかし、留学の期間は大変短くて、一学期（4ヶ月ぐらい）しかありませんでした。私は5月に卒業したばかりですが、早速日本に戻って来る機会があったのはとても幸運だと思っています。これから加治木町の人たちと文化を交わしながらお互いの理解を深めたいと思っています。

来日した時は、「生活がかなり変更し、慣れるのは大変時間がかかる。」と思っていましたが、加治木町の皆様、特に役場の人たちのおかげで早く慣れそうです。ところで、私が持った加治木町の第一印象は、「賑やかな町」であります。私の故郷では道が広くて、歩いたり自転車であちこちに行くことはなないです。だから、加治木町の忙しそうな道を初めて見るとちょっとびっくりしました。けれども、気さくな町民は、道でいつも「こんにちは」と言ってくれるので、早く友達ができるような気がします。また、来日して最初のイベントが夏祭りで、参加したことはとても楽しかったです。踊りがうまくできず恥ずかしかったのですが、本当に楽しめました。



8月4日歓迎会 みんなとうちとけあって

十鳩

十鳩の文学

不思議なビン

(その1)

十鳩は、生きている間に二百以上の作品を書いたといわれている。

教科書に出ている「大造じいさんとガン」ほどには、多くの人が知っているとはいえないが、この「不思議なビン」はなかなか味のある短編作品である。

一九二九(昭和四)年十二月最初の児童向け作品として、教育雑誌「綴方生活」に久保田彦穂名で発表されている。

……あらすじ……

ひとりのおじいさんが材木に腰かけて、小さなビンを生けんめいのぞいている。草二くんはなんだろうと思った。

おじいさんは、ひとり言をいったり笑ったりしていたが「もうぼつぼつ帰るかな。」といって、そのビンを材木のかげにかくしました。

草二くんは、ビンをのぞいてみようと思った。ところが不思議なこと、おじいさんは、すっぽりビンの中にもぐりこんでしまったのです。

草二くんは、その不思議なビンをポケットに入れて家に帰り

だれにも話ませんでした。

つぎの日、草二くんは、昨日の材木場に行ってみた。ひとりの少年が、しきりにビンをさがしているのを見て「このビンではないか」と見せたら、「おおそれだ、そのビンだ。」といったかと思うと、そのビンの中へとびこんでしまいました。

ある晩のこと、草二くんはこのビンを思い出して見た時、びっくりしてしまいました。ビンの口から四人の子どもがとび出してきたのです。草二君もビンの中へとびこんでいくのです。ビンの中の世界におどろくばかりでした。

草二くんは、そのあとビンの外になげだされるのです。そして、ビンをわってしまふのです。ガラスのかけらがちらばっているだけでした。おわり

こんなお話なんです。これだけですか。と言いたいでしょう。じつは、十鳩の原点ともいうべき、だいじなことがあるのです。自分自分の感想を持つことがたいせつです。

十鳩文学記念館長 榎園高雄

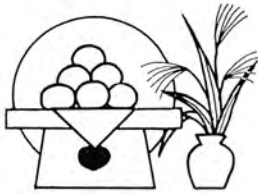
川柳

夕飯の

間違い電話に

鍋こがし

畠中武志



栗のいが青む少年変声期
へんせいき

苦瓜や大人にならぬと言ふ少女
にがうり

包丁を待ちいしごとく西瓜割れ
ほうちよう

下校児の捨猫騒ぎ蟬時雨
せみしぐれ

芥となす妻の自転車夏果てぬ
こみ

この上は欲を申さじ心太
とこうてん

沢蟹や父待つ橋は夕焼けて
さわがに

玉碎は死語か骨なき墓洗ふ
ぎよくさい

殉教のステンドグラス島の秋
じゆんきよう

療養の道はるかなり雲の峰
りよう

若き日の夢を緋く曝書かな
わかひ

村興す楽団生まれ寺涼し
すず

片陰に陣どる陶師釉散らす
かたかげ

道南の晩夏あかるし北きつね
どうなん

翡翠の簾越しなる露天風呂
かわせみ

朝焼雲子の声長く聞かざるよ
あさやけぐも

個人投稿

朝涼や水の輪描き跳ねる稚魚
あさすず

大迫ヤエ子

小田原禮二

柳田 稔

恒吉 斗南

川畑 克己

犬童 利春

稲恒 寧夫

藤原 寿子

川崎 黒兎

園田 千秋

古江 重美

高木 正男

加藤 白柳

竹山 洋子

白尾 澄子

岩田美知江

脇本 星浪

御寄付

香典返しのかわりにご
寄付をいただきました。

厚く御礼申し上げますと
ともに故人のごめい福を
お祈りいたします。

(一) 内は故人

五万円 社会福祉協議会へ

犬童 政武

(父 武雄 91)

一万円 高井田

増満 ケサギク

(夫 榮 82)

五万円 岩原西三区

隈原 アヤ

(夫 望 73)

七万円 吉原

濱屋敷 典子

(夫 孝 63)

三十万円 端山

溝口 光子

(夫 久男 70)

十万円 端山

永井 佳志子

(母 西村カズエ 84)

三万円 愛媛県

堅山 勲

(母 フデ 93)

三万円 吉原

徳永 敏子

(夫 満志 82)

三万円 中塩入

宗像 洋子

(母 前田マス 90)

五万円 柳田

田中 正重

(母 キミ 82)

三万円 上木田

平 美津子

(夫 松雄 46)

五万円 小鳥

武田 信雄

(長男 信之亮 26)

五万円 岩原西三区

隈原 アヤ

(夫 望 73)

一万円 吉原

徳永 敏子

(夫 満志 82)

五万円 岩原西三区

隈原 アヤ

(夫 望 73)

五万円 小鳥

武田 信雄

(長男 信之亮 26)

五万円 小鳥

武田 信雄

(長男 信之亮 26)

▼8月20日までに住民台帳に記
載された方を掲載いたしました。

うぶ声



今月はお休みです

親子映画鑑賞会

1998

おしらせ



出生児	保護者	自治会	曲田 理紗	義一	岩原西一区
中園 瞳	博己	萩原	永岩 康平	博己	郁文館住宅
前田 美緒	真吾	空港団地	宮内美莉愛	常春	江口団地
北川 雄大	毅	今町	楠元菜優	淳一郎	岩原西三区
神保 貴俊	俊哉	小鳥	枝元 良樹	勉	毛上
小川 まみ	修	小鳥	小水流 凌	勝利	春日団地
中村 夏鈴	大	西塩入下	笹平 航汰	良太	西江口団地
岩田 理絵	稔	南塩入	戎 彩香	孝弘	新中
蘇 昂輝	鉄朗	於里	山下 隼平	康治	吉原
久保 拓海	文明	上浜	東 真結子	隆輝	郁文館住宅
鶴留 幸大	忠幸	中福良後	和田 大輝	勇二	今町
児玉 優夏	和幸	垂之口	8月20日までに住民台帳に記 載された方を掲載いたしました。		
尾方 涼	裕之	西江口団地			
今田紫生良	仁志	上浜			

10月在宅医表

4	加治木温泉病院	内科 加治木町木田4714 ☎62-0001
10	佐藤医院 (溝辺町)	内科 溝辺町有川327-2 ☎59-2607
11	池田医院	内科・小児科 加治木町本町358 ☎62-2220
18	川畑内科	内科・小児科 加治木町錦江町234 ☎63-1499
25	壱岐医院 (溝辺町)	内科・小児科 溝辺町有川812 ☎59-2019
※ 診療時間は午前9時から午後5時まで。(原則として)		
※ 当日の往診ならびに緊急以外の受診は御遠慮ください。		
日曜・祝日 歯科救急診療 9時~15時 郡歯科医師会館口腔保健センター 溝辺町 (☎0995-58-4388)		

始良郡眼科医10月在宅医表

4	中村眼科医院	国分市中央三丁目12-48 ☎46-0146
10	渡辺眼科クリニック	国分市中央一丁目7-64 ☎45-6888
11	瀬戸山眼科医院	国分市中央一丁目10-31 ☎45-0378
18	いちち眼科	国分市府中534-1 ☎47-3618
25	神村眼科	始良町脇元 ☎64-5556
1. 診療時間は午前9時から午後5時まで。		
2. 当日の往診ならびに緊急以外の受診は御遠慮ください。		
3. 原則として緊急を要しない一般の患者はご遠慮下さい。		

シリーズ 保健医療福祉

施設でのサービス

1 特別養護老人ホーム

常時介護を必要とする方が入所できる施設です。

65歳以上のお年寄りで、身体上または精神上著しい障害があるため常時の介護を必要とし、自宅において介護を受けることが困難な方が入所できる施設です。



サービスの内容

入所者の生活の場として、必要な常時の介護・食事・入浴などの日常生活の世話が行われます。また、レクリエーションや生活向上のための指導も行われます。

入所できる方

65歳以上のお年寄り(65歳未満で、特に必要があると認められた方も含みます。)で、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要としている方で、在宅でその介護を受けることが困難な方が対象となります。寝たきりなどのお年寄りが該当しますが、具体的に特別養護老人ホームに入所する程度の障害の状態にあるかどうかについては、市町村で決定されます。

■表1 入所者本人の費用徴収基準(平成6年7月より適用)

対象収入による階層区分	費用徴収基準月額	対象収入による階層区分	費用徴収基準月額
1 0~120,000円	0円	25 580,001~600,000	35,000円
2 120,001~140,000	1,000	26 600,001~640,000	36,000
3 140,001~160,000	1,600	27 640,001~680,000	38,000
4 160,001~180,000	3,300	28 680,001~720,000	40,000
5 180,001~200,000	5,000	29 720,001~760,000	42,000
6 200,001~220,000	6,600	30 760,001~800,000	44,000
7 220,001~240,000	8,300	31 800,001~840,000	46,000
8 240,001~260,000	10,000	32 840,001~880,000	48,000
9 260,001~280,000	11,600	33 880,001~920,000	50,000
10 280,001~300,000	13,300	34 920,001~960,000	52,000
11 300,001~320,000	15,000	35 960,001~1,000,000	54,000
12 320,001~340,000	16,600	36 1,000,001~1,040,000	56,000
13 340,001~360,000	18,300	37 1,040,001~1,080,000	58,000
14 360,001~380,000	20,000	38 1,080,001~1,120,000	60,000
15 380,001~400,000	21,600	39 1,120,001~1,160,000	62,000
16 400,001~420,000	23,300	40 1,160,001~1,200,000	64,000
17 420,001~440,000	25,000	41 1,200,001~1,260,000	66,000
18 440,001~460,000	26,600	42 1,260,001~1,320,000	69,100
19 460,001~480,000	28,300	43 1,320,001~1,380,000	73,100
20 480,001~500,000	30,000	44 1,380,001~1,440,000	77,100
21 500,001~520,000	31,000	45 1,440,001~1,500,000	81,100
22 520,001~540,000	32,000	46 1,500,001円以上	150万円超過額× 0.9÷12月+81,100円 (100円未満切り捨て)
23 540,001~560,000	33,000		
24 560,001~580,000	34,000		

(備考) 上表にかかわらず、平成6年7月から平成11年6月までの暫定措置として、240,000円を費用徴収基準月額の上限とします。

費用

入所者本人の負担能力に応じて、表1の費用徴収基準に基づいて費用を負担することになります。さらに、入所者本人から費用徴収が行われる場合であっても、その徴収額が特別養護老人ホームの支弁額に満たない場合には、その差額の範囲内で、扶養義務者の負担能力に応じて、表2の扶養義務者の費用徴収基準に基づいて費用徴収が行われます。

利用方法

特別養護老人ホームへの入所については、町の老人福祉担当課にご相談下さい。また、在宅介護支援センターでも相談を受け付けています。

■表2 扶養義務者の費用徴収基準(平成6年7月より適用)

税額などによる階層区分		費用徴収基準月額
A	生活保護法による被保護者(単給を含む)	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の者	0円
C ₁	A階層及びB階層を除き 当該年度分の市町村民税所得割非課税(均等割のみ課税)	4,500円
C ₂	前年分の所得税非課税の者 当該年度分の市町村民税所得割課税	6,600円
D ₁	A階層及びB階層を除き 前年分の所得税非課税の者 30,000円以下	9,000円
D ₂	30,001~80,000円	13,500
D ₃	80,001~140,000	18,700
D ₄	140,001~280,000	29,000
D ₅	280,001~500,000	41,200
D ₆	500,001~800,000	54,200
D ₇	800,001~1,160,000	68,700
D ₈	1,160,001~1,650,000	85,000
D ₉	1,650,001~2,260,000	102,900
D ₁₀	2,260,001~3,000,000	122,500
D ₁₁	3,000,001~3,960,000	143,800
D ₁₂	3,960,001~5,030,000	166,600
D ₁₃	5,030,001~6,270,000	191,200
D ₁₄	6,270,001円以上	その月におけるその被措置者にかかる措置費の支弁額